

「働き方改革」だけではなく、労働環境の改善を実現させよう！！！！

超過勤務の実態

労働基準監督署が2017年1月23日に、熊大医学部附属病院の臨床研修医に検査が入ったことは、皆さんの記憶にも新しいと思います。これらは、熊大使用者が教職員に違法な長時間労働（年間540時間の時間外労働を超えた残業）を強いてきたことを意味します。過半数代表者は病院側と協議を重ね、附属病院に勤務する臨床系教員、医員、研修医の時間外労働を690時間まで引き上げることに同意しました。また、2018年4月25日、さらに2018年10月には、労働基準監督署が来院し、看護部の勤務時間管理について調査を行ない、労務管理が不十分であるとの指摘を受けています。十分な人員の確保や、業務量の軽減といった根本的な問題が解決されなければ、勤務時間の管理が徹底されても厳しい労働環境が改善されないのです。これは決して病院だけの問題ではありません。

先日、使用者から各事業場の過半数代表者に示した「2018年度超過勤務実績表（第一四半期）」について過半数代表者から情報提供がありました。この超過勤務実績表によると、入学業務などで臨時的ではありますが、4月だけで45時間以上の超過勤務を行なった事務職員の数は68名にもものぼります。一般的に、6カ月で平均した超過勤務が45時間を超えると、健康障害をもたらすと考えられています。年度初めの業務が集中する月なので、超過勤務はやむを得ないと思う人もいるかもしれませんが、決して看過できるものではありません。さらに、4月と5月には100時間も超過して勤務した職員もいます。月に20日間出勤した場合、1日13時間も勤務したことになります。1カ月で100時間を超えた超過勤務は、6カ月の平均には関係なく、過労死ラインを超えた労働だと認められることもあります。人員削減が行なわれ、業務負担が激増する状況で、熊大の労働条件は悪化し続けているのではないのでしょうか。

働き方改革の影響

過労死や過労を理由に自殺するといった悲しい事件があとをたちません。長時間労働に起因したこのような状況を改善するために、働き方改革が進められました。7月6日には、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」が公布されました。この公布を受けて、9月28日に熊大総務部労務課は、全教職員宛てメールで下記の情報提供を行ないました。

【2019年4月1日に熊大に適用される主な内容】

1. 従前は、厚生労働大臣告示により定められていた時間外労働の限度基準が労働基準法に明記されたため、より適正な労働時間の把握と管理が必要。
2. 10日以上有給休暇が付与される職員に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならない。
3. 本学の全職員の健康確保のため、労働時間の状況を把握しなければならない。

上記の内容を読めば、長時間労働が是正され、残業をせざるを得ない状況や、休みが取れない環境が改善された職場に変わると期待を膨らませる人もいるのではないのでしょうか。

確かに、休みが取れない状況は改善されるべきです。しかし、労働者自身が、自分の仕事の進捗を考え、

自ら有給休暇の取得時期を選ぶ自由は保証されるべきです。ところが、2019年度からは、労働者が自ら取得した休暇を計算して5日に満たない場合は、あくまで労働者の意向を確認した上でのことですが、使用者が特定日を指定して休暇を取得するよう指示しなくてはならなくなります。もし、これを怠ると、労働基準法違反となり、使用者に対し6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金が課されることになるのです。

一方で「働き方改革」そのものの問題が指摘されているのも事実です。「働き方改革関連法」の重要なポイントとして、「特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）」や「同一労働同一賃金の導入」があります。「高度プロフェッショナル制度」によって、対象者の時間外労働手当などが廃止されます。成果で報酬が決められるため、労働時間は問題にはなりません。また、裁量労働制の対象が拡大されれば残業の縛りもなくなり、長時間労働が合法になるのです。加えて「同一労働同一賃金」は正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇格差を是正するためのものですが、これにより非正規雇用労働者の労働条件を改善することが求められます。しかし熊大のように厳しい財政状況に苦しむ企業に人件費の増加を負担することができるはずもなく、限度を超えた人員削減、正規雇用労働者の賃金の引き下げなど、法令遵守のために労働条件の不利益変更が実施されるという矛盾した状況も予想されます。

「働き方改革」が始まる今だからこそ、その理念が看板倒れにならないよう、長時間労働の是正、労働条件の改善、過重業務の軽減を実現していかななくてはなりません。組合は、熊大の労働条件のこれ以上の悪化を阻止し、改善するよう引き続き粘り強く運動していきます。組合の活動に賛同される方は、ぜひ組合に加入してください。

専従書記を募集します

条件	労働組合運動に理解のある方、長く働ける方、ワードおよびエクセルに慣れている方
採用人数	1名
採用日	2019年4月1日
勤務場所	熊本大学教職員組合医学部支部
待遇	原則、熊本大学就業規則に準じる。1年目は試用期間<有期雇用(フルタイム職員)相当>能力や適性を総合的に評価し、2年目からは本採用とします。
福利厚生	各種保険あり
提出書類	履歴書・小論文
締切	2018年11月16日(金)16:00必着
募集要項	組合事務所(本部・医学部支部)にて配布いたします。

申込・問い合わせ先

熊本大学教職員組合本部事務所

〒860-8555

熊本市中央区黒髪2丁目39-1

熊本大学黒髪南地区 学生会館2階

電話 096-342-3529(内線3529)

Email ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp

熊本大学教職員組合医学部支部組合事務所

〒860-8556

熊本市中央区本荘1丁目1-1

熊本大学医学部附属病院内 管理棟2階

電話 096-373-5858(内線5858)

Email m-kumiai@union.kumamoto-u.ac.jp

赤煉瓦

熊本大学教職員組合

No. 6

2018. 10. 30

内線:3529 FAX:346-1247

ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp

http://union.kumamoto-u.ac.jp/